

## 公益財団法人全日本軟式野球連盟 倫理委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「本連盟」という）がその自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレーの精神に則り、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、スポーツの振興を通してその社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

### (管轄)

第2条 委員会は、次の事項を管轄する。  
(1) 本連盟および役・職員の綱紀粛正の推進に関すること。

### (委員)

第3条 委員会に次の委員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、理事または学識経験者等の中から会長が委嘱する。

- 2 委員は、委員長が理事または学識経験者等の中から推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

### (本規程の変更)

第6条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則 この規程は、平成25年1月7日から施行する。